

徳島県議会規程第二号

徳島県議会議事事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県議会議長 須 見 一 仁

徳島県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

徳島県議会議事事務局規程（昭和三十九年徳島県議会議程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「、改廃」を「及び改廃」に改める。

第四条第四号中「制定・改廃」を「制定及び改廃」に改め、同条第六号中「調整」を「調製」に改める。

第六条第一項第一号中「次長」を「副局長」に改め、同項第三号中「担当室長」を「担当課長」に改め、同条第二項中「次長」を「副局長」に改め、同条第四項中「担当室長」を「担当課長」に改め、同条第十七項中「次長」を「副局長」に、「担当室長」を「担当課長」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第十八項中「あてる」を「充てる」に改める。

第七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「次長」を「副局長」に改める。

第八条の表並びに第十二条第一号及び第二号中「次長」を「副局長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。